

この推進本部が、障害のある人と、家族や支援者など障害のある人を支える人の思いをまとめて、改革を実現するために作ったのが、「障がい者制度改革推進会議」(つぎからは「推進会議」といいます)です。推進会議には全部で26人が参加しています。半分以上は、障害のある人の代表です。例えば、知的障害のある人、精神障害のある人、車椅子を使う人、目が見えない人、手話を使う人、耳が聞こえづらい人などさまざまです。また、推進会議の担当室長にも、障害のある人がなっているのは大切なことです。

推進会議がまとめた意見に基づいて、推進本部と内閣が改正障害者基本法^あの案をつくりました。その案を国会が話し合^あって直して、新しくつくったのが、改正障害者基本法^あです。今回の改正で大きく変わったのは、すべての人が人権^あを持っているという考え方に^あ基づいて、障害があってもなくても分けられず、一人ひとりを大切に^あする社会(共生社会)をつくることをめざすようになったこと^あです。改正障害者基本法^あは、平成23年(2011年)7月に国会が認め、平成23年8月に始まり^あました。

これから推進本部と内閣は平成24年(2012年)に障害者自立支援法^あをやめて、障害者福祉のしくみを新しくする障害者総合福祉法^あを、平成25年(2013年)に障害のある人への差別を禁止する法律^あをつくる予定です。

